

地域・社会とともにある都立学校を目指して
—都立学校公開講座の在り方を中心に—

令和 6 年 1 月

東京都生涯学習審議会

は し が き

本書は、令和6年1月9日に第12期東京都生涯学習審議会から東京都教育委員会に対して、建議されたものを、関係各位の御参考に供するために発行するものです。

広く御活用いただければ幸いです。

令和6年1月

東京都教育庁地域教育支援部

令和6年1月9日

東京都教育委員会 殿

第12期東京都生涯学習審議会

会 長 笹 井 宏 益

地域・社会とともにある都立学校を目指して
－都立学校公開講座の在り方を中心に－（建議）

本審議会は、標記の事項について審議を重ねてまいりましたが、このたび、次のとおりまとめましたので、ここに建議します。

目次

はじめに.....	1
第1章 「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校」へ.....	2
第2章 これからの都立学校開放の在り方を考える三つの視点	
1. 『未来の東京』戦略」.....	5
2. 社会に開かれた教育課程を実現する.....	6
3. 学校の働き方改革に寄与する.....	6
第3章 社会的インフラとしての都立学校の役割	
1. 人々のつながりをつくる地域・社会の拠点としての都立学校の役割	9
(1) 地域・社会のクロスセクターとしての機能を発揮する場	
(2) 多様な学びを体験できる場	
(3) 地域の人たちの「対話」が行われる場	
第4章 地域・社会とともにある都立学校づくりに向けた今後の取組	
1. これからの都立学校開放事業の在り方.....	12
2. 学校のニーズや特色を踏まえ、公開講座を企画・実施する【学校企画型】 ..	12
3. 企業、NPO等と連携した講座を実施する【教育活動発展型】	13
(1) 高校生等に「実社会」を体感する機会の提供	
(2) 校内居場所カフェの設置	
4. 都民の生涯学習を支援する【都民の多様な学び合い支援型】	18
(1) 次代を担う子供・青少年の支援	
(2) 高齢者をはじめとする地域住民が豊かに生活できる場づくり	
(3) 共生社会の実現に向けた取組	
ア 障害のある人一人ひとりの生涯にわたる学びの支援	
(ア) 特別支援学校を活用したインクルーシブな遊び場づくり	
(イ) 学校卒業後における障害のある人たちの学びを支援する仕組みづくり	
イ 外国にルーツのある人々への学びの支援	
(4) 地域・社会の中で都民の学び合いを活性化する担い手の育成	
おわりに.....	27
参 考 資 料 1.....	29
1. 第12期東京都生涯学習審議会委員名簿	
2. 第12期東京都生涯学習審議会審議経過	
参 考 資 料 2.....	33
資料編Ⅰ 学校開放を行う上での根拠法令	
資料編Ⅱ 都立学校公開講座の沿革（年表）	
資料編Ⅲ 都立学校公開講座に関するデータ等	

はじめに

本格的な人口減少社会の到来を迎え、将来的な財政規模の増加が見込めない中での持続可能な地域づくり（以下「人口減少時代の地域づくり」という。）が、行政にとって喫緊の課題となっている。そこでは、行政、地域住民、NPO、企業等といった社会を構成する多様な主体と連携・協働していくことを具現化する地域プラットフォームづくりを進めていくことが有効な手段となる。

その際、地域の社会資源の効果的マッチングを担い、地域に多様な活動を生み出す仕掛けをつくるコーディネート機能をもった地域プラットフォームの拠点をどこに置くかがポイントとなる。

第12期東京都生涯学習審議会では、児童・生徒への教育活動を行う場であると同時に、都民の共有財産でもある都立学校に地域プラットフォームの拠点としての役割を期待できないか、という問題意識に立って、令和4年1月から全17回にわたる審議を積み重ねてきた。

都立学校では、1977(昭和52)年に運動場や体育館等を開放する都立学校体育施設開放事業を、1983(昭和58)年には都立学校の教員が成人に生涯学習の機会を提供する都立学校公開講座を実施してきた。これらの学校開放は、学校教育法第137条そして社会教育法第44条第1項が規定する「学校教育上支障のない限り」という考え方にに基づき実施されてきたため、限定的なものであった。

その背景には、都立学校施設自体が地域開放を前提として設計されたものではないこと等、現行の学校施設が持つ様々な制約があることに加え、開放型の施設ではない故に、学校開放を行う際に教員（特に学校管理職）に多大な負担がかかるという課題もあった。

本審議会は、人口減少時代の地域づくりを展望する上で、学校施設が有する「地域拠点性」に着目し、それを生かした都立学校開放の在り方を検討していくことが必要だと考えた。中長期的視点からは、学校施設の在り方自体の見直しを行うことが望まれるが、現在の都立学校施設の実状を踏まえつつ、教員に負担をかけず、短期的に取り組むことが可能な提案を行うことが有効である。

今回の建議は、都立学校の教員が有する教育機能を地域に還元するという考え方の下でこれまで実施してきた都立学校公開講座の仕組みを、時代の要請に合わせた形で見直そうというものである。

この建議をきっかけに都立学校開放の在り方について検討が進むことを期待したい。

第1章 「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校」へ

- 教育行政はこれまで、生涯学習社会の実現という文脈から、「開かれた学校づくり」を推進してきた。
- そのきっかけとなったのは、1984（昭和59）年に設置された臨時教育審議会¹の議論である。1987（昭和62）年4月に提出された臨教審第三次答申では、生涯学習体系への移行の観点から、学校の施設・機能を地域住民に開放するとともに、学校を地域の共同財産としての観点から見直し、学校・家庭・地域の協力関係づくりを構築する必要性について、提言している。
- その後、1996（平成8）年の中央教育審議会第一次答申では、子供たちに生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び、考える力や人間性の育成を目指した「生きる力」の育成を提案した。この文脈では、生涯学習の観点だけでなく、子供たちの育成にとっても「開かれた学校」が重要であることが指摘²されるようになった。
- 2006（平成18）年12月に教育基本法が改正され、第13条として「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が設けられた。その趣旨は、2008（平成20）年6月の社会教育法の一部改正に反映されることとなり、社会教育行政の任務として、学校・家庭・地域の連携が位置付くこととなった。

¹ 臨時教育審議会は、1984年に公布された臨時教育審議会設置法（昭和59年法律第65号）に基づき総理府に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議することを所掌事務とした行政機関。政府全体として長期的な観点から広く教育問題を議論した。

² 1996（平成8）年7月の中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育改革のあり方について—子どもに『生きる力』と『ゆとり』を—」には、以下の指摘がある。

「・学校が社会に対して閉鎖的であるという指摘はしばしば耳にするところである。学校や地域によって事情は異なり、この指摘の当否を一律に断定すべきではないが、子供の育成は学校・家庭・地域社会との連携・協力なしにはなしえないとすれば、これからの学校が、社会に対して『開かれた学校』となり、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子供たちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけることは極めて重要なことと言わなければならない。

・学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、自らの考えや教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要があると考える。（中略）

・学校は、地域社会の子供や大人に対する学校施設の開放や学習機会の提供などを積極的に行い、地域社会の拠点としての様々な活動に取り組む必要がある。」（傍線：引用者）

- これらを背景に、放課後子供教室推進事業や学校支援地域本部事業が社会教育事業として施策化された。こうした事業は、「地域→学校」という一方向のベクトルで施策化されたものであったが、これを「地域⇄学校」という双方向の枠組みへと転換しようと試みたのが、2015（平成27）年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」である。
- この答申は、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえ、今後全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組むことを提唱するとともに、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための総合的な方策として、「地域学校協働活動」という考え方を提起した。さらに、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、「地域とともにある学校」へ転換していくことを提言している。
- 2018（平成30）年度から順次本格実施となった現行の学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」が標榜され、その趣旨を実現する上でも、学校に実社会（地域、産業界等）との連携を深めることが求められるようになってきている。
- また、文部科学省に設置された学校施設の在り方に関する調査研究会が2022（令和4）年3月に出した「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」では「急激な少子化が進む社会状況の下で、全ての子供たちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、『令和の日本型学校教育』の構築を目指すことが求められるとともに、これらの学びに対応した新たな学校施設の在り方を提起している。
- 加えて、この報告では、学校が地域や社会と連携・協働し、ともに創造する「共創空間」を実現するという観点から、以下の記述がなされている³。

学校は地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための「共創空間」を生み出していく必要がある（傍線：引用者）。

また、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域の活性化・課題解決等の観点から、地域の人づくりや魅力向上のための基盤となる学校施設を核とした他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化を推進する必要がある。

³ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」、平成4年3月30日

- さらに、この報告を受け、2022(令和4)年6月には「高等学校施設設備指針」が改訂され、学校施設整備の基本方針の中として「5. 地域人材の育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりへも配慮した施設」が盛り込まれ、以下の視点が示されることとなった⁴。

周辺地域の状況等を踏まえ、必要に応じ、地元の自治体や大学等の高等教育機関、企業等の産業界、社会教育機関、地域のNPO法人等の多様な主体とも連携・協働の上、地域や社会の将来を担う人材育成や地域住民の生涯学習の場など地域の中核としての役割を果たすことが重要である（傍線：引用者）。

- これまでに見てきたように、学校開放は、地域住民へ生涯学習活動の機会を提供するだけでなく、現行の学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」を実現する意味で学校の教育活動を活性化するという観点からも、見直しが必要になってくる。また、このことにより「地域とともにある学校」づくりへの展望が開けていくのである。
- この流れを受けて、今期の審議テーマである「地域・社会とともにある都立学校」⁵を設定した。

⁴ 文部科学省「高等学校施設整備指針」2022（令和4）年6月, p. 2

⁵ 「地域とともにある都立学校」ではなく、「地域・社会とともにある都立学校」とした理由は、日常生活圏としての地域だけでなく、企業やNPO等、日常生活圏を超えた社会資源との連携・協働を「社会」という言葉に含意させるためである。

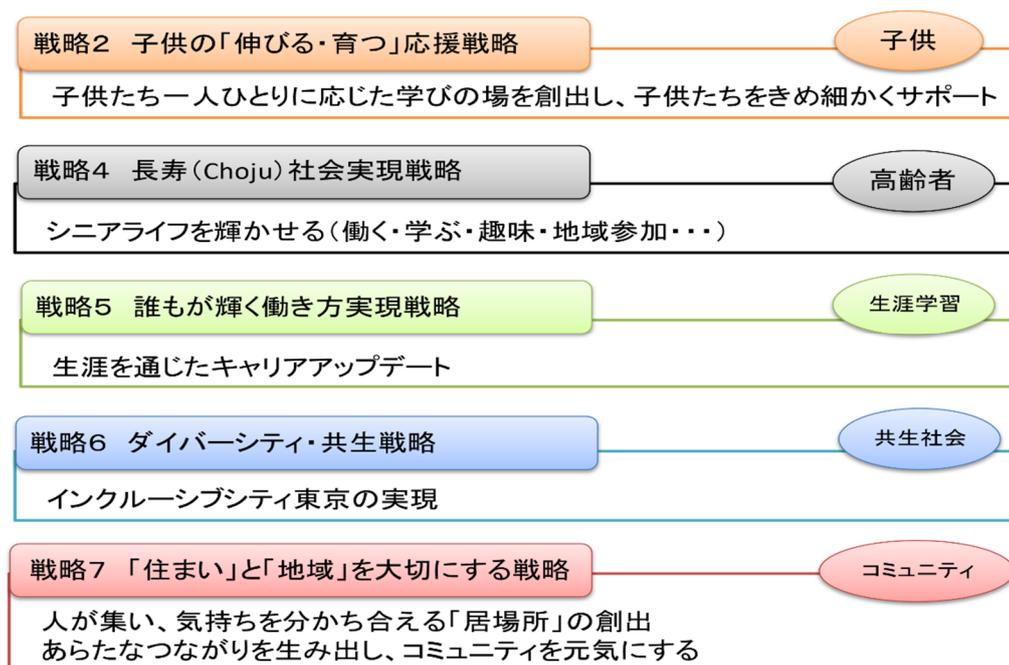
第2章 これからの都立学校開放の在り方を考える三つの視点

- 今後の都立学校における学校開放の在り方を考える前提として、以下に挙げる三つの視点を踏まえる必要がある。

1. 『未来の東京』戦略

- 東京都が 2021（令和3）年3月に策定した『未来の東京』戦略』の内容を考慮することとする。
- 『未来の東京』戦略』は、「コロナ禍にあって、世界経済の変化や第4次産業の進展が、スピードを更に増し、少子高齢・人口減少社会の進行にもより深刻な状況が生じ、さらには気候変動が人類の持続可能性を危機に晒している。こうした我々が直面している課題に正面から向き合い、目指すべき『ビジョン』（目指す 2040 年代の姿）とその実現に向けた『戦略』（2030 年に向けた戦略）を明らかにする」ことを目指して策定されている。
- 今期の審議会における建議の表題である「地域・社会とともにある都立学校」の在り方と『未来の東京』戦略』にある各戦略の狙いを重ね合わせると、「子供」、「高齢者」、「生涯学習」、「共生社会」、「コミュニティ」といった行政課題に対し、都立学校がそれらの解決に向けて何らかの役割を果たすことが可能である、と考えることができる（表1参照）。

表1 「未来の東京」戦略と今期審議会審議事項との関係



2. 社会に開かれた教育課程を実現する

- 2021（令和3）年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」は、新学習指導要領を全面実施する上で「学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る『社会に開かれた教育課程』を重視する。」としている。
- 都立学校が「社会に開かれた教育課程」を着実に実施していくためには、地域だけではなく、企業やNPOといった社会資源との連携・協働を進められる条件を整備していくことが行政に求められる。

3. 学校の働き方改革に寄与する

- 都立学校開放事業は、都立学校公開講座と都立学校施設開放から構成される（図1参照）。

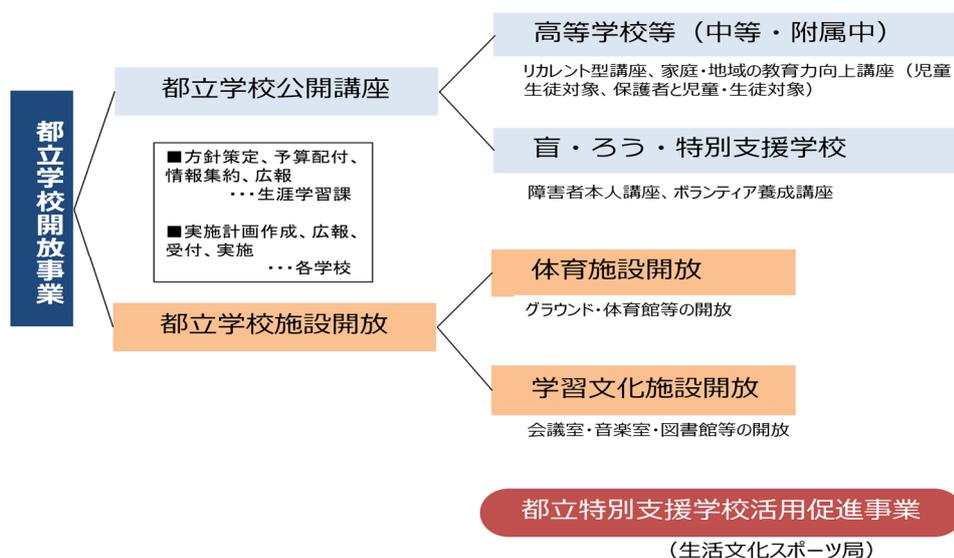


図1 都立学校開放事業の体系図

- これまで、都立学校公開講座の講師は当該都立学校の教員が、また、都立学校施設開放は、当該都立学校の副校長や学校事務職員が担うなど、都立学校の教職員が事務を担うことを前提に実施されてきた。

- 近年、教員の長時間労働の実態が深刻であることが明らかになっており、その問題解決を図るため、東京都教育委員会は国に先んじて「学校における働き方改革推進プラン」（以下「働き方改革プラン」という。）を2018（平成30）年2月に策定した。現在、学校における働き方改革をさらに加速するため、令和5年度中に実行プログラム⁶が策定される予定である。
- 今後進めていく都立学校における学校開放の新たな取組においては、働き方改革プランに寄与するという視点を持つことが不可欠である。

⁶ 東京都教育委員会は、令和5年11月24日に教員がやりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくため、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策の実施を目指し、「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム 中間のまとめ」を公表している。
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/11/24/13.html> を参照のこと。
(最終閲覧日：令和6年1月4日)

第3章 社会的インフラとしての都立学校の役割

- 本章では、都立学校に期待される役割を踏まえて、これからの都立学校開放事業について、整理していく。
- 都立学校施設は、地域の中に存在する公共施設であるものの、小中学校と違い、地域にとって日常生活圏における身近な場としての機能を発揮することを必ずしも前提としていないという性格がある。このことを踏まえ、都立学校を開放することの意義を整理していく。
- アメリカの社会学者であるエリック・クリネンバーグ（Eric Klinenberg）は、著書『集まる場所が必要だ』において、「オープンな社会と民主主義の未来は、私たちの文化的な価値観だけでなく、社会的インフラ、つまり私たちの交流の形や暮らしの質を左右する物理的な場によって決まる。」⁷としている。ここでいう「社会的インフラ」とは「抽象的な概念ではなく、図書館や公園、遊び場、学校、運動場、市民農園など集団生活を条件づける物理的な場」⁸のことを指す。
- クリネンバーグは、社会的インフラの重要性を以下のように指摘する⁹。

社会的インフラは、「社会関係資本（ソーシャルキャピタル＝人間関係や人的ネットワークを測定するときに使われる概念）」とは異なるけれど、社会関係資本が育つかどうかを決定づける物理的条件だ。強力な社会的インフラが存在すると、友達や近隣住民の接触や助け合いや協力が増える。ぎゃくに原文ママ、社会的インフラが衰えると、社会活動が妨げられ、家族や個人は自助努力を余儀なくされる。社会的インフラは決定的に重要なものだ。ローカルな対面交流（学校やプレイグラウンドや地元のレストラン）は、社会的な生活の基本になる。健全な社会的インフラがある場所では、人間同士の絆が生まれる。それは当事者たちがコミュニティをつくらうと思うからではなく、継続的かつ反復的に交流すると（とくに原文ママ自分たちが楽しいと思う活動のために）、自然に人間関係が育つからだ。

- また、クリネンバーグは、学校が決定的に重要な社会的インフラの役割を果たしており、社会的なつながりを促進するしくみになっていると、助け合いのネットワークが強化されるとも指摘している¹⁰。
- 以上のような「社会的インフラ」という考え方をを用いると、都民の共有財産である都立学校には在学生代表のみならず、地域住民等、人々とのつながりをつくる地域・社会の拠点としての機能を発揮することが期待される。

⁷ エリック・クリネンバーグ（藤原朝子訳）『集まる場所が必要だ 孤立を防ぎ、暮らしを守る「開かれた場」の社会学』英知出版 2021年, p. 9

⁸ 同前 p. 9

⁹ 同前 p. 18

¹⁰ 同前 p. 124

1. 人々のつながりをつくる地域・社会の拠点としての都立学校の役割

- そこで、本審議会としては、人々のつながりをつくる地域・社会の拠点としての都立学校の役割を以下のように整理した。

(1) 地域・社会のクロスセクターとしての機能を発揮する場

- 多くの公的サービスや公共施設が提供するサービスが専門分化しているのに対し、地域・社会の拠点としての都立学校に求められるのは、「クロスセクター」¹¹としての機能である。
- そこでは、子供と高齢者、若者とビジネスマン、外国にルーツのある人たちと地域住民、障害を超えたコミュニティのつながりなど、共生社会を目指し、世代横断型で、越境的な出会いの場を創出するアクティビティが展開されることが期待されている。

(2) 多様な学びを体験できる場

- 子供たちが多様な学びを体験できる場として、都立学校が機能することが重要である。これは昨今、「仲が良い友だちだからこそ、本音が言えない」という指摘¹²がなされている子供たちの他者への信頼感、そして社会性の獲得にとって不可欠なものである。
- 加えて、家庭や教室が安全・安心な居場所となっていない子供たちに「サードプレイス（第三の居場所）」¹³を提供することも必要である。
- そのためには、子供たちが多様な大人たちと出会い、関わりが生まれる場づくりを進めていくことが急務である。

¹¹ クロスセクターとは、多様な行政分野を横断的に捉えることを意味し、ここでは、学校施設が地域住民の交流の拠点としての機能を高めることで、多様な行政分野の施策課題を「地域・コミュニティ」の課題として横串にし、地域住民が主体的に諸課題の解決に向かっていく条件をつくることを指す。これにより、行政コストを抑える効果も期待できる。

¹² 教育社会学者の土井隆義は、この状況を「親密圏の中の過剰な配慮」と表現している。（土井隆義『「個性」を煽られる子どもたち—親密圏の変容を考える』岩波書店、2004年、p.2を参照。）

¹³ サードプレイスとは、「第三の居場所」という意味であり、人生における「家庭」「職場」以外のストレスが解消できる利害関係のないコミュニティがある場所を指す。子供たちにとっては、「家庭」「学校（教室）」以外の場のことであり、そこでは会話が弾みやすく、気軽に立ち寄ることができ、居心地の良い場所であることが求められている。（参考文献：ルイ・オルデンバーグ『サードプレイス—コミュニティの核になる「とびきり居心地のよい場所」』、みすず書房、2013年）

- また、多様な学びを体験するというのは必ずしも子供たちを対象としたものだけではない。子供と高齢者、成人と高齢者といった世代間交流もある。さらに、障害のある子どもを育てている人、地域住民との関係がつけられなかった外国ルーツの人が近隣に暮らす同じ境遇にいる当事者と出会い、つながることで、共感的関係が生まれることも挙げられる。
- 加えて、ICTスキルを持つNPO・企業関係者や若者たちが、高齢者にスマートフォン向けアプリの使い方を教える機会を提供することなども考えられる。そういった取組を行う際にも、互いに学び合える関係性の構築という観点を忘れてはならない。

(3) 地域の人たちの「対話」が行われる場

- 人々の間でコミュニケーションがかみ合わないとき、その背景には必ず意味のズレが生じており、その意味のズレをすり合わせ、共有していくためのプロセスが対話である。
- 対話を通じて、地域の人々のつながりが生まれ、地域のソーシャルキャピタル（社会関係資本）が醸成され、誰もが受け入れられる包摂（インクルーシブ）型の地域が形成されていく。
- また、多様・複雑化かつ高度化している地域課題の解決を全て行政任せにするのではなく、「自助」「共助」といった形で、地域課題解決を図るためにも、これまでつながりのなかった住民同士が出会い、交流し、対話し、多様な学びを体験し、人々の参加に基づいた地域づくりにつながる地域プラットフォームが必要となる。その拠点としての役割を都立学校が担うことが期待される。
- 都立学校が地域プラットフォームの機能を発揮する上で重要なのは、学校¹⁴と地域・社会のニーズをマッチングさせ、「双方向」の関係を創り出せるような状況（条件）を設定し、連携・協働関係づくりを進めることである。
- それにより、都立学校が社会的インフラとして、地域課題解決のためのプロジェクトの拠点となり、地域とともにある都立学校としての可能性が展望できるようになる。
- これらの取組は地域の中で循環していくことが望ましい。その学びのサイクルを図2に整理した。

¹⁴ ここで忘れてはならないのは、学校施設を実際に開放する学校側の考え方を尊重するという姿勢である。現在の都立学校施設の状況を見ると、地域住民等への開放を前提に施設設計がなされていないことに加え、土日は部活動で使用するケースも少なくない。このような状況を踏まえた上でのコーディネートを行うことが社会教育部門に求められる。

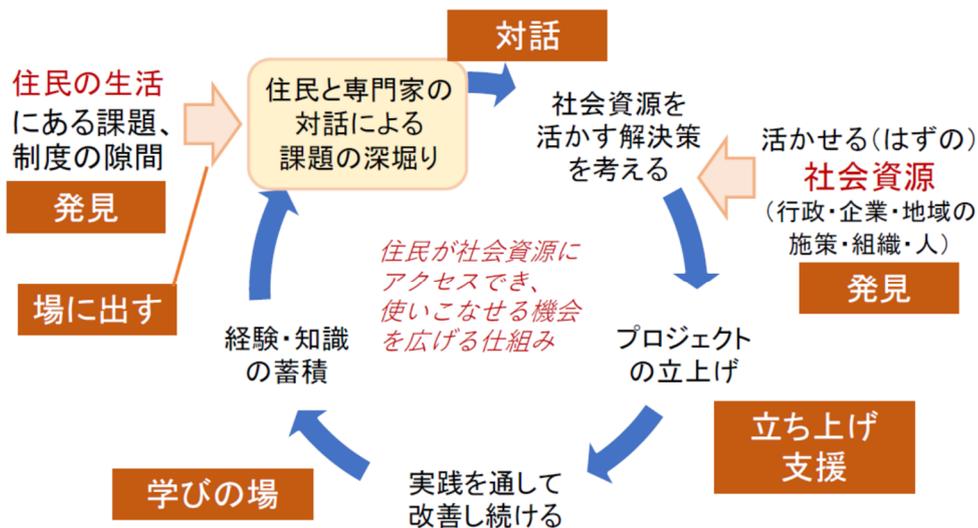


図2 地域課題を解決するためのプロセス
(第12期東京都生涯学習審議会 第8回全体会 広石委員報告資料より)

- 図2は、地域課題を解決するためのプロセスをPDCAサイクルに基づき、整理したものであり、それを説明すると以下のようなになる。

(P l a n)	
P-①	住民生活の中にある課題、制度にある隙間に気付く (問題発見)
P-②	住民と専門家の対話
P-③	対話を通じて得られた解決策を考え、仮説を持ちながら、地域の中で活かせるはずの社会資源を発掘・発見する
(D o)	
D-①	地域の課題解決を図るための地域ネットワークを構築し、プロジェクトを立ち上げる
D-②	プロジェクトを実践していく中で、改善を続ける
D-③	プロジェクトを振り返る場を設け、更なる改善策を対話により構築する
(C h e c k)	
C	その対話を繰り返すことで、経験・知識を蓄積することで、地域の課題解決力を高める
(A c t i o n)	
A	新たな活動を展開する

第4章 地域・社会とともにある都立学校づくりに向けた今後の取組

- 第1章から第3章までを通じて、これからの都立学校開放の在り方を様々な視点から検討してきた。そこから導き出されたのは、地域にとっても生徒や学校関係者にとってもメリットがある「地域・社会とともにある都立学校」である。これを踏まえ、本章では今後の都立学校開放事業の在り方を提案する。

1. これからの都立学校開放事業の在り方

- 本審議会では、下記の図3にあるように今後の都立学校開放事業の在り方を三つのパターンに分けて整理した。

【これからの都立学校開放事業の考え方】

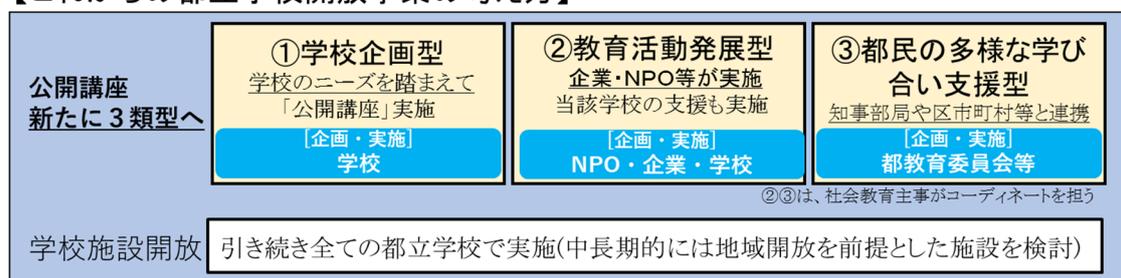


図3 これからの都立学校開放事業の実施パターン

- まず、全ての都立学校で学校施設開放を実施する。これは、都立学校施設が都民の共有財産であること、また事業ニーズも高いことから今後も継続していくことが必要だと考える。ただし、現行の学校施設が必ずしも地域開放型の設計となっていないため、当面は、学校施設の状況、地域の公共施設の配置状況、部活動の実施状況、学校の働き方改革等を踏まえ、学校長の判断で「学校教育に支障のない限り」において、都有施設としての学校施設の機能を地域に開放していくことを前提とする。
- その上で、都立学校公開講座の新たな事業の在り方について、三つの実施パターンを提案する。

2. 学校のニーズや特色を踏まえ、公開講座を企画・実施する【学校企画型】

- これは、都立学校公開講座を引き続き実施するというパターンである。ただし、これまでと異なる点は、各学校が自らの目的に従い自主的に講座を企画・実施するところにある。
- 例えば、専門学科高校（工科高校、農業高校等）が特色ある教育活動の成果や学校が有する資源を地域に還元する目的を持ち、主体的に講座を企画・実施するものである。

3. 企業、NPO等と連携した講座を実施する【教育活動発展型】

- 教育活動発展型は、「社会に開かれた教育課程」を実現することを目指し、企業、NPO等による当該学校の教育活動への支援を視野に、学校開放を実施するというものである。

(1) 高校生等に「実社会」を体感する機会の提供

- この取組を展開していく上で、最も親和性があるのが総合学科高校¹⁵である。総合学科高校には「産業社会と人間」や「課題研究」などの科目が設置されており、学校設定科目の幅が広いという特徴がある（表2参照）。
- 総合学科高校で実施する教育の特色は、生徒の個性を生かした主体的学習や、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することにある。それにより、企業やNPO等に多様に展開する教育課程の支援・協力を求めながら、生徒たちに実社会を体感してもらう機会を提供することが可能となる。

表2 総合学科高校の教育活動の特色

総合学科高校の教育活動の特色	
① 将来の職業選択を視野に入れた 自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視	→ ・ 自己の進路への自覚を深める動機付け となるような科目の開設や 進路指導 などの ガイダンス機能 の充実
② 生徒の個性を生かした 主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習 を可能とする。	→ ・生徒の個性を生かした 主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視 し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を実施 <small>(平成5年、文部省初等中等教育局長通知より)</small>
「産業社会と人間」(1年次) ◆自己啓発的な体験学習や討論 → 職業決定に必要な能力、学習に取り組む意欲や態度を育成 ◆現実の産業社会やその中での自己の在り方生き方について認識 → 社会に寄与する意欲や態度を育成	「課題研究」(3年次) ◆知的好奇心等に基づいた課題を設定 →自ら設定した課題の解決により、自発的、創造的な学習態度を育成。 ◆自己の将来の進路選択を含め人間としての在り方生き方について考察
※ 上記「産業社会と人間」や「課題研究」では 社会人講師による授業の積極的な実施 に努めるとされている。	

- 本審議会における審議内容を踏まえ、東京都教育委員会が令和5年度に総合学科高校の活性化策として、施策化したのが「NPO等と連携した社会人基礎力向上事業」(図4参照)である。

¹⁵ 総合学科は、普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度から導入されたものである。



図4 NPOと連携した社会人基礎力向上事業展開図

- この事業は、都立総合学科高校2校（都立世田谷総合高校、都立王子総合高校）において、若者支援のNPO等のスタッフが週1～2回程度、学校に赴き、生徒たちの学びのサポートを行っている。また、教員たちの授業づくりに関する相談に乗ったり、進路指導部と連携して、放課後や長期休業期間中に様々なイベントを企画・実施したりするなど、高い評価を得ている¹⁶。

¹⁶ 実際にNPOが企画したプログラムに参加した生徒からは、以下の感想が寄せられている。

「勉強の意欲が上がりました。また理系に進むために、いろいろと調べてみたいと思いました。学んだことを生かして、充実した生活にしたいと思いました。」

「コミュニケーションの大切さや、これからの社会にどのような能力が必要か理解できた。」

「今までは現実ばかり見て、やりたいことを自分から諦めていることがあったけど、社会人や大学生の話を聞いたりして、自分でチャンスを逃したり、諦めるのは良くないなって思った。」

また、総合学科高校の教員たちからも以下のコメントが寄せられている。

「NPOと連携してみて良かった点は2つあります。1つは、**教員の刺激になった**ということです。なかなか教員の知見だけではできない視点から意見をもらえました。もう1つは、**プログラムの質が上がった**ということです。例えばMAKERS UNIVERSITYでは、多様

- 今後の展開として期待したいのは、学びへのモチベーションを高めた生徒たちが、より主体的に学びに参加できる仕掛けをつくることである。例えば、学校設定科目の中に「社会参画」（仮称）という科目を設け、意欲をもった高校生たちが積極的に地域や社会が抱える課題の解決に取り組むプログラムづくりを行うことが考えられる。
- また、この取組は学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」を具現化するものであり、このような総合学科高校の取組が、普通科をはじめとした全ての学科、課程で実施されることが望まれる。
- 加えて、学校には、企業やNPO等が自主的に企画・実施する社会的・職業的自立意識を向上させる取組に対し、放課後や土日に積極的に学校施設を開放することが望まれる。このような取組では、当該校の生徒にとどまらず、地域の子供・若者たちを積極的に受け入れる仕組みをつくり、多くの子供・若者に「実社会」を身近に体験できる機会をつくるのが可能となる。

(2) 校内居場所カフェの設置

- 東京都教育委員会は、令和5年3月に「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」を公表した。その「Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実 1. 不登校・中途退学者に対する支援」という項目の一つに「『校内居場所カフェ』の設置」が挙げられている。

な人たちを短期間にニーズに合わせて集めてくれました。これを教員の方だけでやろうとしていたら、ここまで大きいプログラムにはできなかったでしょう。」

「NPOが入ってくることで刺激になりました。教員は大学を出てすぐ教員になっている人がほとんどなので、学校の外にいる人たちが持つキャリア教育の認識を学校に持ち込むことによって、新たなカリキュラム作りができます。『産業社会と人間』や『総合的な探究の時間』は、まさにキャリア教育にフィットする科目なので、NPOと一緒にカリキュラムを作ることで大きな特色化につながります。教員研修で外部講師の講演を聞いても単発で終わってしまいますが、NPOが中に入って一緒にカリキュラムを作るというのが大きいです。今回のセミナーでも、ああでもないこうでもないで擦合せるプロセスを経て、仲間意識が生まれて良いものを作ることができました。」

- 校内居場所カフェの取組は、すでに他自治体での取組が紹介され、いくつかの都立高校でも実践が始まったところである。大阪府立西成高校において日本で最初の校内居場所カフェを始めた田中俊英氏（NPOドーナツトーク）は、サードプレイス（第三の居場所）としての校内居場所カフェが持つ力¹⁷として、①安全・安心な居場所、②初期的なソーシャルワーク、③文化の提供を挙げている。
- 校内居場所カフェは、高校生とカフェに関わるスタッフとの出会いの場となり、安全・安心な場を生徒たちに提供し、関係づくりを通じて生徒との「信頼貯金」を貯めていくことで、スタッフが信頼できる大人となり、悩みやさまざまな相談相手となっていく。また、スタッフをはじめとした多様な大人のモデルとの関わりにより、生徒たちは「多様な文化と価値」に触れることができるようになる¹⁸。
- このような場を高校に設置する意義は大きいですが、一方で、校内居場所カフェの取組を支える資金面の確保が十分でなく、継続的かつ安定的に実施する仕組みになっていないなどの課題もある。
- 今回、東京都教育委員会が「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」において、ユースソーシャルワーカー（以下「YSW」という。）が校内居場所カフェの運営を担うことを計画に盛り込んだ意義は非常に大きい。
- YSWには、「ユースワーク」と「ソーシャルワーク」双方のアプローチを行うことが期待されるとともに、教員たちとの間で生徒が抱える困難を共有し、学校全体として不登校や中途退学の未然防止といった課題解決に向けた支援体制を構築する役割が期待される。

¹⁷ 田中俊英「サードプレイスの力」居場所カフェ立ち上げプロジェクト 編『学校に居場所カフェをつくろう！ 生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援』明石書店 2019年、pp.15-19

¹⁸ 横井敏郎「高校内居場所カフェ実践の意義を考える：公開研究会『高校内居場所カフェ実践は学校に何をもたらすか』によせて」『公教育システム研究』No.18、2019年、pp.127-135

- また、校内居場所カフェの運営には、生徒との間で「ナナメの関係」¹⁹を構築し、生徒から信頼される多くの大人たちの協力を得ることが不可欠である。YSWだけではなく、若者支援のNPO関係者、大学生、地域の大人たちとのネットワークづくりも積極的に進めるとともに、継続的かつ安定的に校内居場所カフェを運営していくことを期待する。
- 図5に東京都が目指す校内居場所カフェの考え方を整理した。これまでのYSWの取組は、生徒に関わる課題が顕在化してから対応を始める「課題解決モデル」に主軸が置かれていたが、今後は生徒が抱える悩み等の兆候に気付き、寄り添い型の支援を展開する「未然防止モデル」へと転換させることが重要である。
- 校内居場所カフェの取組は、令和6年度から都立小台橋高校（チャレンジスクール）で本格的に実施されるが、この取組が多くの都立高校で取り入れられることを期待する。
 - ◇ YSWが日常生活の中に入り込み、生徒との関係性を構築することで、生徒が抱える課題を把握し、課題が顕在化する前に、課題解決を図る。
 - ◇ 生徒自身が課題解決を図る主体として、成長するように支援する。

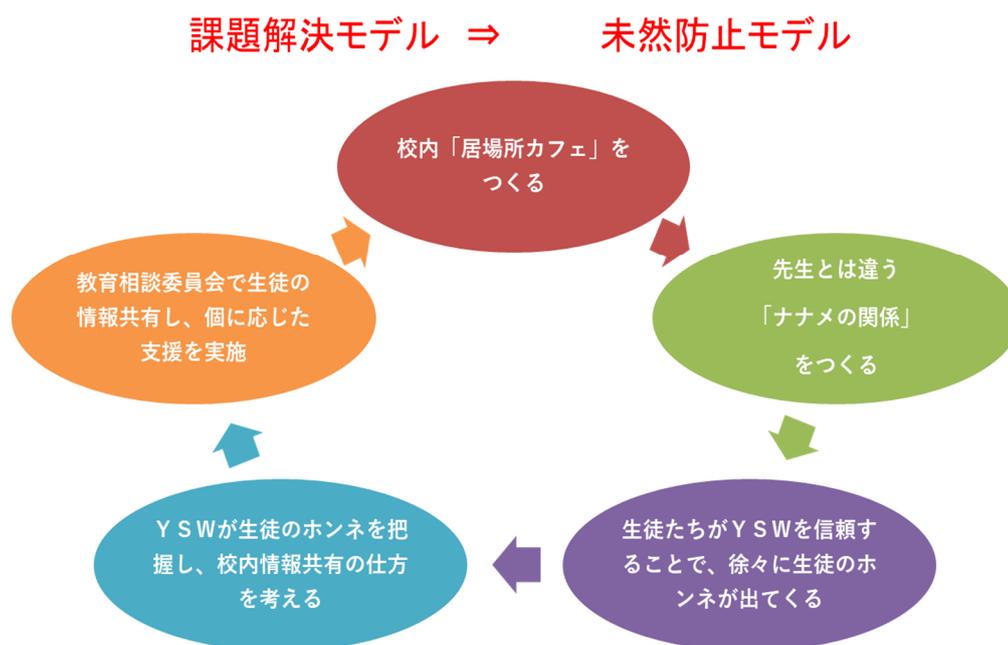


図5 「校内居場所カフェ」(東京都モデル)の考え方

¹⁹ 子どもと親や教師のような関係をタテの関係と、友だち同輩同士の関係をヨコの関係と、親や教員とは異なる大人との関係を「ナナメの関係」という。澤田英三によれば、「ナナメの関係」と最初に名付けたのは、精神療法家の笠原嘉であるという(笠原は著書『青年期：精神病理学から』中公新書、1997年において、「斜めの関係」と表記した。)(澤田英三「子どもにとって「ナナメの関係」はどのような役割を果たしているのか—生徒指導・進路指導において児童生徒の多面性を受容する存在として—」安田女子大学大学院紀要第24集、2019年を参照のこと。)

4. 都民の生涯学習を支援する【都民の多様な学び合い支援型】

- 3点目として、都民の多様な学び合い支援型の取組を提案したい。
『未来の東京』戦略が指摘しているように、「人々の価値観や社会構造が変化する中、都民目線に合った行政サービスを提供し続けるためには、都庁だけでなく、社会課題の解決に役割を果たす民間企業を含む、多様な地域社会の担い手との連携・協働が不可欠」である。
- また、人口減少社会が本格的に到来していく中で、行政サービスの在り方の見直しが求められていることを踏まえ、多様な主体と様々な形で連携・協働し、地域による課題解決を定着させる取組を推進していく必要がある。
- それらの取組を通じて、持続可能な地域づくりが可能となる。その取組をアシストする役割が都立学校施設には、期待されている。
- 具体的には、『未来の東京』戦略でも取り上げている「子供」、「高齢者」、「生涯学習」、「共生社会」、「コミュニティ」というテーマの中から、具体的な提案を行う。

(1) 次代を担う子供・青少年の支援

- 子供・青少年への支援については、2021（令和3）年9月の第11期東京都生涯学習審議会建議「東京都における今後の青少年教育振興の在り方について」²⁰で課題を整理した。本審議会としては今後もその方向に沿った取組を進めていくことを期待する。
- 加えて、2023（令和5）年1月に策定された「こども未来アクション」²¹で示された、「子どもの笑顔につながる『遊び』の推進」、「ヤングケアラーを支える」「ユースヘルスケア」などの観点を踏まえるとともに、東京都こども基本条例（2022（令和4）年4月1日施行）の趣旨に適った取組や、さらには教育行政にとって喫緊の課題である不登校対応を進めていくことも重要である。

²⁰ 第11期東京都生涯学習審議会建議では、全ての青少年を対象とした「ユニバーサル・アプローチ」の必要性を提言している。詳しくは同建議 pp.17-21を参照のこと。

²¹ 東京都「こども未来アクション」について詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/kodomo-mirai-action/>
最終閲覧日 令和6年1月4日

(2) 高齢者をはじめとする地域住民が豊かに生活できる場づくり

- 人生 100 年時代の到来を迎え、高齢期の過ごし方を 30 年から 40 年のスパンで考える時代となった。令和 4 年度版「高齢社会白書」によれば、日本の総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 28.9%²²であり、世界で最も高齢化率が高い国となっている。
- 2018（平成 30）年に閣議決定した「高齢社会対策大綱」では、「価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要」とされる。
- また、「一人暮らしの高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されている。このため、高齢者が就業の場や地域において活躍できるよう高齢期の学びを支援する。さらに、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図る。」としている。
- 超高齢社会にあって、上記のようなことが政策的に提唱され、「プロダクティブ・エイジング」²³（高齢期にあっても能力を生かし、生産的な活動に従事して、社会に貢献し続けること）や「ジェネラティビティ」²⁴（次世代のために貢献できることを考えて、自分が身に付けた技術などを次世代に伝えることへの関心）という考えが注目されている。
- しかし、全ての高齢者をこの考えの下に位置付けて論じることには無理がある。高齢期、特に後期高齢期に入った者の多くは、「フレイル（虚弱）」²⁵の課題と向き合うこととなり、必ずしもポジティブな状況で生活をし続けられるとは限らないのである。

²² 「高齢社会」（65 歳以上の人口が総人口に占める割合が 14%を超える）に突入したのが 1994（平成 6）年、「超高齢社会」（65 歳以上の人口が総人口に占める割合が 21%を超える）となったのは、2006（平成 18）年のことである。

²³ 1975 年にアメリカ国立老年研究所所長のロバート・バトラーが提唱した概念だとされる。（ロバート・バトラー他『プロダクティブ・エイジング』（岡本祐三訳）日本評論社、1998 年参照。）

²⁴ アメリカの発達心理学者であるエリク・エリクソンが成人期に獲得すべき発達課題のとして挙げた人間的性質の一つ。「次世代育成能力」や「世代継承性」と訳される。

²⁵ フレイル (Frailty) は、日本老年学会が 2014 年に提唱した概念。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。

- 高齢者が地域の中で豊かな生活を送っていくために重要なのは、「“少し”のプロダクティブ」と「“結果”としてのジェネラティブティ」である。高齢者たちが趣味や教養といった狭義の学習だけでなく、地域社会の中で、「自分以外の誰かと、時間・楽しみ・情報・食事などを分かち合う」機会や場を用意すること、一人ひとりの個性を生かし地域の中で豊かに過ごすことができる学び合いの取組が重要となる。
- その具体例として、既にある場所や仕組みを活用して身近な地域に高齢者の「新たな居場所」づくりを進める「『ご近所ラボ』プロジェクト」²⁶という取組がある。これは「どうすれば地域コミュニティに関わる高齢住民を増やしていくことができるのか」という課題意識を基に、「ゆるやかな地域との関わり」²⁷に着目して、産官学民が連携し、地域との関わりが特に希薄な定年退職した男性が「ゆるやかな地域との関わり」をもつための仕組みを創り上げることを目指して立ち上げたものである（図6参照）。

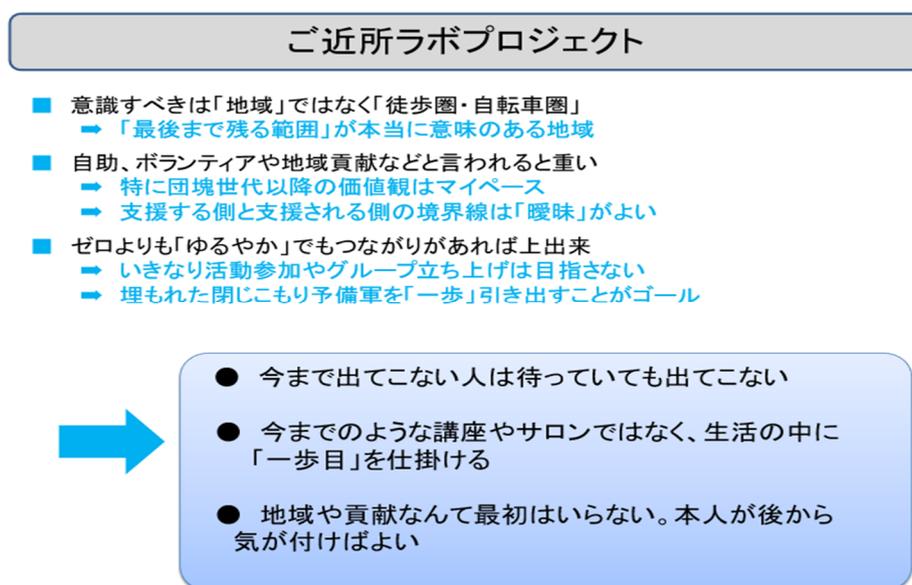


図6 「ご近所ラボ」プロジェクトのねらい

（澤岡詩野委員作成 かながわ人生100歳時代ネットワーク 平成30年度報告書 p.34）

²⁶ 「『ご近所ラボ』プロジェクト」とは、かながわ人生100歳時代ネットワーク会議第三部会（リーダー：澤岡詩野 公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員）の中から生み出されたものである。

（参考：かながわ人生100歳時代ネットワークは、「『人生100歳時代』において、自分自身の人生の設計図を描き、一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、学びの場や機会を『つくり』、また、活動の場に『つなぐ』しくみを創出する」ことを目的に2017(平成29)年6月に設立された。事務局は、神奈川県政策局のち・未来戦略本部となっている。）

²⁷ 「ゆるやかな地域との関わり」とは、年数回でも地域の活動に参加したり、時々でもご近所とあいさつするといった関わり方を指している。（かながわ人生100歳時代ネットワーク「世代を育む人生100歳社会へ 平成30年度報告書」2019（令和元）年, p.33）

- 2018（平成 30）年度に実施した「ご近所ラボ」プロジェクトの取組²⁸を示したのが、下記の図 7 になる。

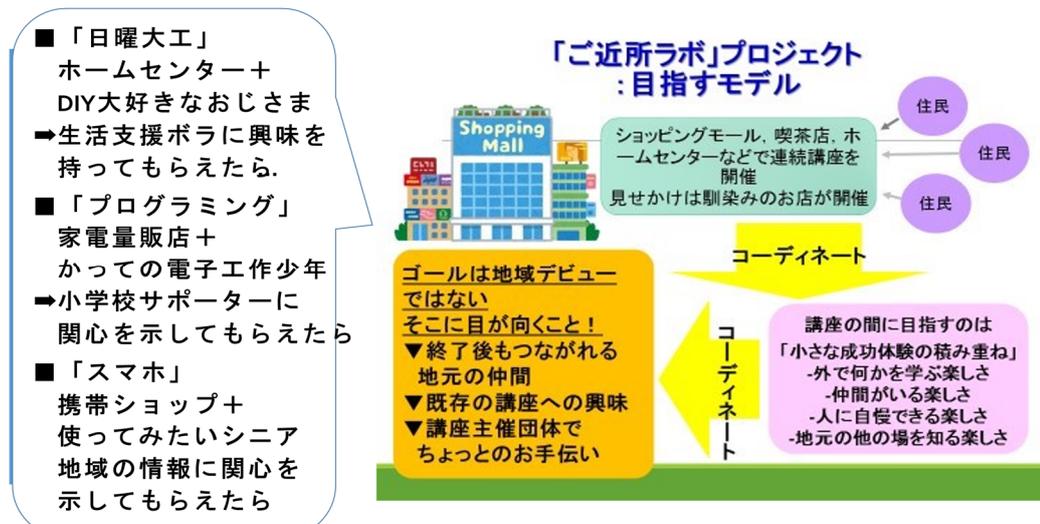


図 7 「ご近所ラボ」プロジェクトの実施事例

（第 12 期東京都生涯学習審議会 第 6 回全体会 澤岡詩野委員報告資料より）

- このような発想を、都立学校施設開放に応用して「ご近所ラボ@都立学校」として実施することも検討に値する。

(3) 共生社会の実現に向けた取組

- 『未来の東京』戦略』では、戦略 6 「ダイバーシティ・共生社会戦略」の中で、「インクルーシブシティ東京プロジェクト」を挙げている。ここでは「東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』を実現するため、様々なシーンで多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあう社会を実現」するとしている。
- インクルージョンとは、「すべての人が平等に大切にされ、所属感をもち、尊重され、参加できている状態」²⁹を指す。そこには障害のある人たちや外国にルーツのある人たち等との垣根をなくし、「人が交わり、支え合うインクルーシブな交流を生み出」していくことが重要である。

²⁸ 2018（平成 30）年度に実施した「ご近所ラボ」プロジェクトのターゲットは、定年退職した男性を想定していた。実際に巻き込む為の仕掛けについて関係者で話し合いを行った。「この結果、配偶者の買い物についてきて所在無げにウロウロする人、大工工事が好きで日曜日にいつも通ってくる人など、沢山のシニア男性が見受けられるショッピングモールのホームセンターに仕掛けをうつという方向性が提案された。」（同前 pp. 33-34）

²⁹ インクルージョンのためには、マジョリティ属性を中心とした現在の社会のありようを変革し、マイノリティ属性も含めた多様な人がいることを前提に社会を設計する必要がある。（第 12 期東京都生涯学習審議会 第 5 回全体会 野口晃菜委員報告資料より）

ア. 障害のある人一人ひとりの生涯にわたる学びの支援

- 障害のある人へのこれからの支援の考え方の基本には、障害の社会モデル³⁰を据える必要がある（図8参照）。障害の社会モデルとは、個人と社会環境の相互作用の中に障害があるという考え方であり、問題を解決していくためには障害のある人がいることを前提として環境の側を変えていく必要があるとするものである。

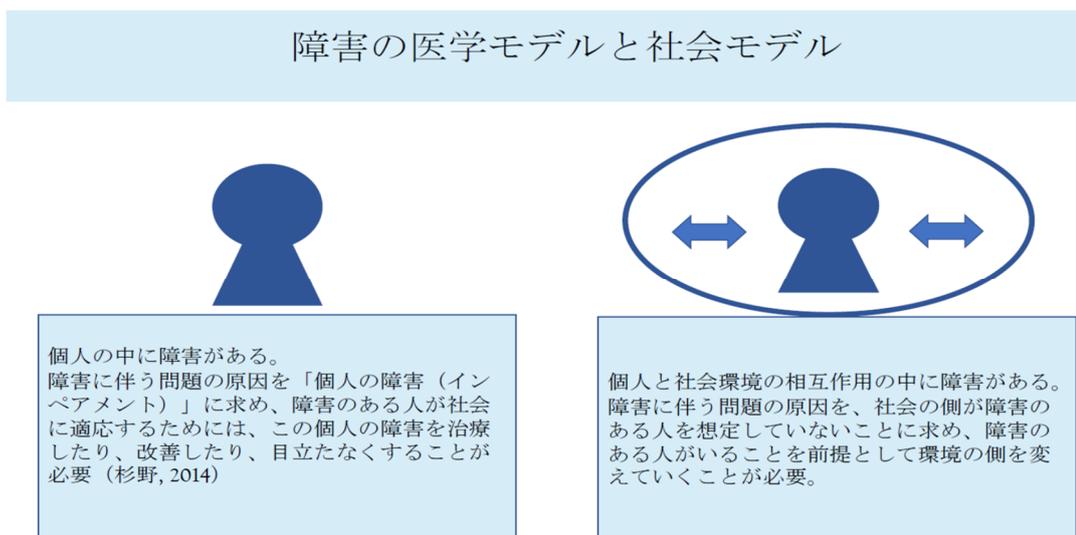


図8 障害の医学モデルと社会モデル

（第12期東京都生涯学習審議会 第5回全体会 野口晃菜委員報告資料より）

- その上で、障害のあるなしに関わらず、人々が共に学ぶ仕組みを「個人に必要な『合理的配慮』が提供されること」³¹等を考慮しつつ構築していくことが求められる。これにより、人間の多様性が尊重され、障害のある人が精神的又は身体的な能力等を最大限発達させて社会に効果的に参加することが可能となる。
- これらのことを前提に、①障害のある人と障害のない人が活動を通して交流ができる場づくり、②特別支援学校と地域の企業・NPO等との連携の促進、③特別支援学校高等部卒業生に対するアフターケア・余暇支援・生涯学習の場づくりの観点を都立学校開放事業の中に盛り込むことを検討していく必要がある。それに加えて、④特別支援学校だけでなく、都立高校においても、インクルーシブな教育活動を導入していくことも重要である。

³⁰ 障害の社会モデルとは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方を指す。

³¹ 2022（令和4）年5月31日の第12期東京都生涯学習審議会第5回全体会における野口晃菜委員の報告資料より。

(ア) 特別支援学校を活用したインクルーシブな遊び場づくり

- 前述した「こども未来アクション」が示した方向性に、本審議会で審議した内容を踏まえて令和5年度に施策化されたのが、都立特別支援学校を会場とした移動式冒険遊び場（プレーパーク）事業（事業名：都立特別支援学校の校庭を活用した「移動式冒険遊び場」）である。
- この事業は、子供たちの生活空間の一つとして、都立特別支援学校を位置付け、そこに移動式冒険遊び場（プレーパーク）を設け、幼児から小学生くらいまでの地域の子供たちが障害のあるなしに関わらず、自由な発想で、遊びを考え、楽しむことができるというインクルーシブな交流の場を提供することを目指している。



(参考) 移動式冒険遊び場のチラシと実施の様子

- 令和5年度は都立鹿本学園と都立八王子西特別支援学校を会場に実施しているが、障害のある子供たちを含めて、毎回100名を超える子供たちが都立特別支援学校の校庭に集まり、遊びを満喫している。加えて、子育て中の保護者たちにとっても、有意義な交流の場を提供している。

(イ) 学校卒業後における障害のある人たちの学びを支援する仕組みづくり

- 東京都では、2022（令和4）年度から文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を受託し、「共生社会コンファレンス」の取組³²や障害者の生涯学習を推進するための地域コンソーシアム設立に向けた準備が進められている。これらの取組を通じて得たネットワークを都立特別支援学校で展開する障害者の生涯学習事業の取組に反映させていくことも期待される。
- そのネットワークを生かし、インクルーシブ社会の実現に向け、都立高校生たちが障害のある方々と対等な関係で出会い、交流することができる学びの機会を用意することも大切である。その際、障害者の生涯学習を推進するための地域コンソーシアムのメンバーが開発したプログラムを活用することが有効である。

イ. 外国にルーツのある人々への学びの支援

- 2022（令和4）年1月1日現在で、都内に在住する外国人は517,881人となっている。これは東京都全体の人口（13,988,129人）の内の約4%を占めている。共に快適に暮らすまちを実現し、共生社会づくりを進めていくため、東京に暮らす外国人が日本の文化や生活ルールを理解し、日本人自らも外国人の生活習慣を理解するなど、相互理解を進めていく必要がある。
- 東京都は2020（令和2）年10月に多文化共生社会・共助社会づくりを支援する一般財団法人東京都つながり創生財団を設立し、外国人相談会や地域日本語教室活動の支援に取り組んでいる。
- 都立高校等に、多くの外国ルーツの生徒が入学している状況を鑑み、上記の取組を実施する場として施設の提供を検討するとともに、外国ルーツの生徒及び家族への支援を行うことも考えられる。
- 表3にあるように、外国ルーツの生徒（日本語教育が必要な高校生）とそれ以外の生徒では、公立高校の中退率とその進路状況については、差があることがわかる。この背景には、単なる日本語の習得といった問題だけでなく、文化や生活習慣等社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の少なさの問題があると考えられる。

³² 東京都では、令和4年度から「超福祉の学校」（NPO ピープルデザイン研究所主催、文部科学省、渋谷区、東京都教育委員会共催）において、シンポジウムを開催している。詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://peopledesign.or.jp/school/>

- 加えて、新たに見えてきた課題として①在留資格・進路、②日本語教育を習得する機会や場が地域によって異なること、そして、③地域で日本語を教える人材の不足等がある。

表3 外国ルーツの高校生の現状と抱える課題

(第12期東京都生涯学習審議会 第6回全体会 海老原周子委員報告資料より)

13. 日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※今回の調査では「令和2年度」の卒業者数を聴取している。
 ※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校(高等部)が対象。

(1) 中途退学率

	在籍している生徒数		中途退学した生徒数		中退率	
	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度
日本語指導が必要な高校生等 (特別支援学校の高等部は除く)	3,931	3,933	264	378	6.7%	9.6%
全高校生等 (特別支援学校の高等部は除く)	2,132,224 (※1)	2,295,416 (※2)	20,283 (※3)	28,929 (※4)	1.0%	1.3%

(※1) 「令和2年度学校基本調査」を基に算出
 (※2) 「平成29年度学校基本調査」を基に算出
 (※3) 「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出
 (※4) 「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

(2) 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数		高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※5)に進学等した生徒数		進学率	
	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度
日本語指導が必要な高校生等	951	704	493	297	51.8%	42.2%
全高校生等	712,927 (※6)	750,315 (※7)	523,223 (※6)	533,118 (※7)	73.4%	71.1%

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数		高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数		就職者における非正規就職率	
	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度
日本語指導が必要な高校生等 (全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	228	245	89	98	39.0%	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	134,965 (※6)	158,135 (※7)	4,401 (※6)	6,746 (※7)	3.3%	4.3%

(※6) 「令和3年度学校基本調査」を基に算出
 (※7) 「平成30年度学校基本調査」を基に算出

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数		高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)		進学も就職もしていない者の率	
	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度	令和3年度	平成30年度
日本語指導が必要な高校生等	951	704	128	128	13.5%	18.2%
全高校生等	712,927 (※6)	750,315 (※7)	45,777 (※6)	50,373 (※7)	6.4%	6.7%

(※6) 「令和3年度学校基本調査」を基に算出
 (※7) 「平成30年度学校基本調査」を基に算出

- 都立学校開放事業の今後の取組に期待することは、①場の提供（例：学習スペース、高校生向けコワーキングスペースの提供）、②学びの提供（公開講座として、日本語・母語・母文化クラスの開講）、③つながりの提供（在留資格等法律相談や進路ガイダンスの実施）など、外国ルーツの生徒及びその家族が社会とのつながりを作り、セーフティネットとしての機能をもたせること等がある。

(4) 地域・社会の中で都民の学び合いを活性化する担い手の育成

- 都民の生涯学習を振興するという点からは、都民同士の学び合いの機会や場を広げていくことが求められる。具体的には、都立学校公開講座の講師の担い手を教員から地域住民やNPO、企業人等に転換することにより、地域内での学び合いを活性化することを期待する。
- また、都民の生涯学習を活性化させるため、都立学校公開講座の担い手をどのように育成するかが課題となっている。これについては、例えば、TEPRO（公益財団法人東京都教育支援機構）³³が有する教育サポーターバンクに登録している人材を地域・社会における教育支援人材として育成する取組を東京都が実施することを提案したい。
- さらには、企業等で働く人材を、地域・社会の教育支援人材として活用する方策も必要だと考える。例えば、プロボノ³⁴活動を希望している企業人のネットワークづくりを行うことも有効な方策である。
- そして、これらの人材と都立学校を効果的につないでいくコーディネーターの存在も重要である。都立学校側の事情に精通し、学校側のニーズを把握した上で、地域社会における教育支援人材や区市町村、そして東京都の福祉・保健・労働・雇用・環境等といった施策担当窓口との調整を効果的に行う上では、教育庁地域教育支援部に配置される社会教育主事³⁵にその役割の発揮を期待したい。

³³ 学校をきめ細かくサポートし、教員の働き方改革を推進する団体として、2019（令和元）年7月に東京都教育委員会により設立された都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体である。

³⁴ プロボノ（Pro bono）とは、各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般、または、それに参加する専門家自身のことを指す。プロボノとは、ラテン語で「公共善のために」を意味する pro bono publico の略である。

³⁵ 東京都の社会教育行政は、2005（平成17）年8月に、企業・大学・NPO等と教育行政をつなぐ東京都レベルの教育支援プラットフォームとして、地域教育推進ネットワーク東京都協議会を既に設置しており、地域・社会と学校をつなぐ役割を果たしてきている。特に都立高校においては、「企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を通じて、全都立高校にNPOや企業が企画したキャリア教育プログラムをコーディネートしてきた実績がある。その事務局機能の中核を担ってきたのが社会教育主事である。

おわりに

今回の建議の特徴は、学校開放事業を新たな三つの形に整理したことにある。中でも学校開放には、学校教育活動を支援し、活性化させる役割があるという、「教育活動発展型」の学校開放という考え方を打ち出したことにある。

教育活動支援型の学校開放の考え方は、現行の学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」を各学校が実現していく上で有効な考え方であり、地域や社会と協働して「共創空間」をつくるために必要な考え方でもある。このような取組を積み重ねていく中で、徐々に教員側の意識も変化していくことが期待される。

また、本審議会の任期中に、文部科学省から「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の公表があり、全国の不登校の小中学生の数が、令和2年度から4年度にかけて約9万人増加し、過去最多の約29万人（東京都においては、約2.7万人）となった。あと数年経てばこれらの層が高校生相当の年齢に達することになる。このように深刻化する不登校の課題に対応していくためには、従来の施策の枠組を再構築するという視点を持つことが重要になってくる。

今後求められるのは、学校教育と社会教育をはじめから分けて考えるのではなく、それぞれが持つ特性を活かしながら、子供たち一人ひとりの特性や発達段階に応じた教育機会を提供していくことである。

本審議会としては、生涯学習社会の実現という広い視野から、今後も既存の枠組みに捉われない発想で、教育課題へのアプローチを続けていきたい。

参 考 資 料 1

1. 第 12 期東京都生涯学習審議会委員名簿
2. 第 12 期東京都生涯学習審議会審議経過

1. 第12期東京都生涯学習審議会委員名簿

任期 令和4年1月13日から令和6年1月12日まで

氏名	所属	備考
海老原 周子	一般社団法人 kuriya 代表理事	
笹井 宏益	玉川大学 特任教授	会長
澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員	
志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官	副会長
竹田 和広	一般社団法人ウィルドア 共同代表理事	
野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事	
広石 拓司	株式会社エンパブリック 代表取締役	
福本 みちよ	東京学芸大学教職大学院 教授	
松山 亜紀	キンドリルジャパン株式会社 社会貢献部門ディレクター CSR/社会貢献 部長	
横田 美保	特定NPO 法人持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 事務局長	

2. 第12期東京都生涯学習審議会審議経過

日 程	主 な 内 容
令和4年1月28日 第1回全体会 (オンライン会議)	東京都生涯学習審議会の概要について 会長及び副会長の選出及び審議テーマの決定
令和4年2月25日 第2回全体会 (オンライン会議)	都立学校開放事業の課題整理
令和4年3月30日 第3回全体会	都立学校開放事業に係る枠組みの検討
令和4年4月21日 第4回全体会	都立学校開放事業に係る枠組みの検討
令和4年5月31日 第5回全体会	各審議委員からの提案①
令和4年6月29日 第6回全体会	各審議委員からの提案②
令和4年7月21日 第7回全体会	各審議委員からの提案③
令和4年8月26日 第8回全体会	各審議委員からの提案④
令和4年9月26日 第9回全体会	各審議委員からの提案⑤
令和4年12月23日 第10回全体会 (オンライン会議)	審議委員との意見交換
令和5年1月30日 第11回全体会	審議委員との意見交換
令和5年6月23日 第12回全体会	学校施設開放事業の課題整理
令和5年7月18日 第13回全体会	「立川地区チャレンジスクールが目指すもの」 立川地区チャレンジスクール（仮称）開設準備室 校長 石田和仁
令和5年10月2日 第14回全体会	校内居場所カフェの魅力的な運営について
令和5年11月9日 第15回全体会	今後の都立学校公開講座の展開の考え方について
令和5年12月19日 第16回全体会	第12期東京都生涯学習審議会 建議（案）について
令和6年1月9日 第17回全体会	第12期東京都生涯学習審議会 建議（案）について

参 考 資 料 2

資料編Ⅰ 学校開放を行う上での根拠法令

資料編Ⅱ 都立学校公開講座の沿革(年表)

資料編Ⅲ 都立学校公開講座に関するデータ等

教育基本法 第12条第2項

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

学校教育法 第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

社会教育法 第44条(学校施設の利用)

学校（国立学校又は公立学校をいう。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する施設を社会教育の利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、(中略)大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

第45条(学校施設の利用許可)

社会教育のために学校の施設を利用とする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による、学校の管理機関が学校の施設を利用しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条

国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条

第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

第48条(社会教育の講座)

(略)教育委員会は(中略)公立学校に対し、その教育組織及び学校施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ、大学、高等専門学校、高等学校（傍線：引用者）において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

資料編Ⅱ 都立学校公開講座の沿革（年表）

年度		関連法・制度ほか	東京都教育委員会	区市町村教育委員会
1946	昭21		・社会教育指定学校(社会学校)の開設 全都で国民学校30校、青年学校10校計40校	
1947	昭22	3月 教育基本法改正 3月 学校教育法制定 (第85条)「学校教育上支障のない限り、 学校には、社会教育に関する施設を附置し、 又は学校の施設を社会教育その他公共のた めに、利用させることができる。」 4月 地方自治法制定	・社会学校の各区・郡への移管	
1949	昭24	6月 社会教育法制定 (第44条)「学校の管理機関は、学校教育 上、支障がないと認める限り、その関する学 校を社会教育のために利用に供するように努 めなければならない。 2 前項において学校の管理機関とは、 (中略)大学以外の公立学校にあつては設置 者である地方公共団体に設置されている教 育委員会をいう。」 (第48条)「学校の管理機関は、それぞ れの管理に属する学校に対し、その教員組織 及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、 専門講座、社会学級講座等学校施設の利用 による社会教育のための講座の開設を求め ることができる。」		
1950	昭25	4月 図書館法制定	・学校などを会場に「成人学校」を都内6ヶ所 で開始、その後実施主体は区市町村に移行	
1953	昭28	8月 社会教育法一部改正 (第47条の2)「学校(大学及び高等専門学 校を除く。以下本条において同じ)の管理 機関はその管理に属する学校に対し、その 教員組織及び学校の施設の状況に応じ 学校施設の利用による青年学校の実施を 求めることができる。」とし、学校で実施する 青年教室(主として中学校卒の勤労青年を 対象)について規定: 8月 青年学級振興法制定 8月 学校図書館法 (第4条)「2 学校図書館は、その目的を 達成するために支障のない限度において、 一般公衆に利用させることができる。」		
1954	昭29		・公立小中学校開放事業を本格的に推進する 手掛かりを得るため、区市町村の協力の下に 実験的事業を開始し、昭和33年まで実施	
1956	昭31	6月 地方教育行政の組織及び運営に関す る法律制定		
1958	昭33		・昭和33年以降、公立小中学校の開放事業 は急速に充実し、「施設開放校」と「校庭開放 校」との機能分化をみたのも、この時期である。 また、区市町村の学校開放事業への助成 措置も確立した。	・青年学級は、昭和33年の 233学級がピーク
1960	昭35			・文京区が東京教育大学に委 嘱した「教養講座」が始まり で、 その後、各区町村で実施され るようになる。

年度		関連法・制度ほか	東京都教育委員会	区市町村教育委員会
1961	昭和36	6月 スポーツ振興法制定 (第13条)「国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するように努めなければならない。(2)国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(整備を含む。)の補修に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。」		
1964	昭和39			・障害児学級卒業生(知的障害)対象青年学級、「すみだ教室」開設
1965	昭和40			・都の助成によって、拡充されてきていた公立小中学校の学校開放は、区市町村固有の事業として位置付け
1969	昭和44		・「青年教室」開始 都教育委員の主催による社会教育事業「特殊学級青年教委室」に品川ろう学校、青鳥養護学校、八王子盲学校の3校でスタート	・初めて23区内において学校のプールが成人対象に開放、これが契機になって体育施設の開放が進展 ・子どもの遊び場としての開放は小学校の校庭、スポーツ団体への開放は中学校の体育館といった方向づけ
1971	昭和46	4月 社会教育審議会 「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」		
1973	昭和48		・「老人(園芸・食品)教室」開始 都立農業関係高校4校(農芸、農業、農林、園芸){高齢者のいきがい}をねらいとする、「老人(園芸・食品)教室」を開始	
1974	昭和49		・「都立盲・ろう・養護学校開放事業」及び「青年教室」の事業名を変更 ・「老人教室(園芸・食品)」を「ことぶき教室」と事業名を変更 ・普通科高校にも「郷土史コース」が誕生(新宿、立川、両国、武蔵高校) ・一方、自主講座として、化学工業が江東区と連携し「公開公害講座」を実施	
1975	昭和50		・都立高等学校開放問題検討委員会設置(昭和50-52年度)	
1976	昭和51	10月 文部省事務次官通知「学校体育施設開放事業の推進について」 ・施設開放事業の推進に当たって実施主体は教育委員会であることを明記		
1977	昭和52		・「都立学校施設開放」を施策化(体育部)	
1981	昭和56	6月 中央教育審議会答申 「生涯教育について」	・「東京都長期計画」への位置付けと積極的推進	
1982	昭和57		・「都立学校開放事業推進委員会」設置(1か年)	

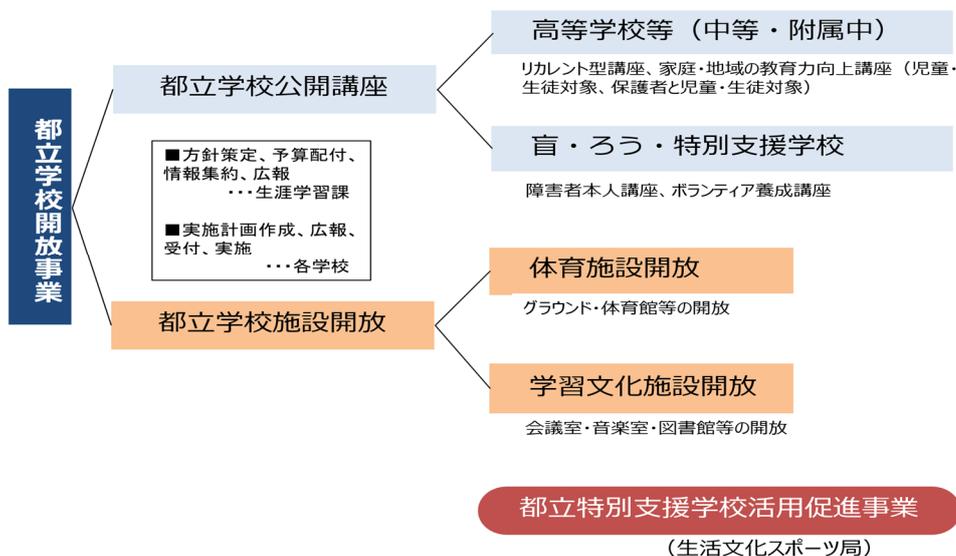
年度		関連法・制度ほか	東京都教育委員会	区市町村教育委員会
1983	昭和58		・「都立学校公開講座」事業開始 既設の都立農業関係高等学校の「ことぶき教室」5校に加え、新たに都立高等学校10校で「都立学校公開講座」を開設。	
1984	昭和59		・公開講座の開設校を毎年5校ずつ増開設	
1986	昭和61		・公開講座を30校で開設	
1990	平成2	6月 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律制定		
1992	平成4	学校週5日制第2・4土曜日実施		
1996	平成8	4月 生涯学習審議会答申 「地域における生涯学習機会の充実方策について」 ・「学社融合」が提起される。 7月 第15期中央教育審議会第一次答申 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について―子供に『生きる力』と『ゆとり』を」	・「都立学校公開講座受講者意向調査」の実施 3月 東京都行政改革大綱 11月 東京都行政健全化計画	
1997	平成9		2月 「生活都市東京構想」 4月 「都立高校改革推進計画(第一次)」 ⇒ 開かれた学校づくりを推進するため、学校の教育機能等を地域・社会に提供していく事業として位置付ける 11月 「生活都市創造の創造 重点計画」 ⇒ 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会づくり」の一環として、公開講座の充実等の取組	・障害者青年学級開設が2区、3学級
1998	平成10	9月 生涯学習審議会答申 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」 ⇒ 青年学級振興法の廃止を提言 9月 中央教育審議会答申 「今後の地方教育行政の在り方について」(学校評議員制度の提案)	2月 「都立高校改革推進計画」 ⇒ 一層の促進を図るため平成12年度目途全校実施の長期計画を前倒しし、平成10年度全校で実施(260校)	・平成10年度には、14区9市、計23の自治体が都内の計72の大学等と連携して地域住民を対象とする講座を開設
1999	平成11		10月 「都立高校改革推進計画 第二次実施計画」 ⇒ 第2章「開かれた学校づくりを推進」長期計画において、引き続き平成18年度まで全校実施の継続を明記	
2000	平成12	7月 青年学級振興法廃止 12月 教育改革国民会議報告―教育を変える17の提案―	2月 盲・ろう・養護学校学校開放事業のあり方検討委員会報告書「望ましい学校開放関連事業の実現に向けて」 ⇒ 障害者本人講座、ボランティア講座提言 4月 公開講座の有料化(受講料徴収)開始 5月 第3期東京都生涯学習審議会建議 「東京における社会参加と生涯学習―都民の地域社会づくりへの参画と生涯学習のあり方―」 ・公開講座を受講した都民が自主サークルをつくり、地域社会づくりに寄与していることを評価	
2001	平成13	6月 学校教育法及び社会教育法一部改正 ・社教法第3条(国及び地方公共団体の任務)「社会教育が学校教育と家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、…」という条文が追加される。	・平成13年度をもって「ことぶき教室」終了 ・「障害のある児童・生徒の地域活動のための指導者養成モデル講座」開始 ・IT講習会として公開講座を実施	

年度		関連法・制度ほか	東京都教育委員会	区市町村教育委員会
2002	平成14	4月 学校週5日制完全実施	<p>4月 「都立盲・ろう・養護学校開放事業」を都立学校公開講座に位置付け、「障害者本人講座」及び「ボランティア講座」の二つに体系化</p> <p>10月 『都立高校改革計画推進計画 新たな実施計画』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域とのパートナーシップを築く学校づくり」を一つの柱として位置付ける。 <p>「今後は、地域社会におけるボランティアの養成などの今日的・地域的課題に対応した講座を開設し、公開講座の質的充実を目指す」</p> <p>12月 第4期東京都生涯学習審議会答申「地域における『新しい公共』を生み出す生涯学習の推進－担い手としての中高年代への期待－」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公開講座の質的充実を図り、『地域還元型』に焦点化した、より実践的な講座の展開が求められている。」 	
2003	平成15	3月 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」	<p>4月 公開講座の種類を5時間、10時間、15時間、20時間の4種類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開講座の種類にカテゴリーを導入し、講座の体系化を推進 	
2004	平成16	6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正	<p>4月 公開講座の年間計画書に「学校経営方針との関連」について記述欄を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講の申込方法に「電子申請システム」を導入 <p>6月 東京都特別支援教育推進計画策定 第5章1(5) 学校の教育機能の地域社会への提供</p> <p>「現在、都立学校では、都民の生涯学習や幅広いニーズ等に応えるために、公開講座や施設開放(都立学校開放事業)を行っています。</p> <p>特に、盲・ろう・養護学校では障害理解、ボランティア体験講座の実施や障害者の生涯学習を促進するための講座を行っています。今後も地域の障害児・者の学習・文化・スポーツ活動に資するとともに、その活動を支える人材を養成し、都民に対して理解啓発を行っていきます。」</p> <p>7月 第5期東京都生涯学習審議会「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について」(中間のまとめ)</p> <p>第4章 東京都が緊急に取り組むべき社会教育施策のあり方</p> <p>3 広域行政の立場を活かし、学校外教育活動の活性化を図る</p> <p>「東京都教育委員会はこれまで、広域行政の立場から都立学校開放事業を展開することで、都民の生涯学習の振興に取り組んできたところである。今後はこれらの施策に『学校外教育活動』の視点を導入しながら、広域行政ならではの事業展開を図り、都立学校開放事業の再構築を行っていく必要がある。」</p>	
2005	平成17		<p>1月 第5期東京都生涯学習審議会答申「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について」</p> <p>4月 都立中高一貫教育校の設置(白鷗高等学校附属中学校)</p>	

年度		関連法・制度ほか	東京都教育委員会	区市町村教育委員会
2006	平成18	12月 教育基本法改正	4月 東京都学校経営支援センター設置	
2007	平成19	6月 学校教育法一部改正 (副校長、主幹、指導教諭の設置について)	11月 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画 第6章 学校の教育機能の地域社会への提供 「特別支援学校においては、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するため実施している公開講座の「本人講座」と地域や学校で、障害のある人々の地域活動を支援する人材を育成するためのボランティア講座を引き続き実施します」	
2008	平成20	2月 中央教育審議会答申 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について－知の循環型社会の構築を目指して－」 6月 社会教育法の一部改正 2006(平成18)年12月の教育基本法改正を受けて行われたもの ・教育基本法第13条の趣旨を社会教育法第3条3項に反映(社会教育が学校教育と密接な関係にあることを明記) 第9条の3第2項に社会教育主事の職務に「学校の求めに応じた支援」が加わる	4月 都立養護学校の名称を変更 (特別支援学校、学園に)	
2011	平成23	1月 中央教育審議会答申 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育のあり方について」		
2012	平成24		2月 都立高校改革推進計画・第一次実施計画策定 目標Ⅲ 生徒の育成を担う教員の資質・能力の向上と学校の経営力の向上 (6) 地域との連携協力 イ 開かれた学校運営の推進 「施設の開放や公開講座の実施について、学校の教育活動の確保を図った上で、地域との連携に向けた学校の教育力の提供方法について見直しを図り、順次実施していきます。」	
2015	平成27	12月 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」		
2016	平成28		2月 都立高校改革推進計画 新実施計画策定	
2017	平成29	6月 社会教育法一部改正 (地域学校協働活動を基底)	2月 東京都特別支援教育推進計画(第二期)策定	
2018	平成30		2月 学校における働ける方改革プラン策定	
2019	平成31 令和元		2月 都立高校改革推進計画 新実施計画第二次策定	
2022	令和4		2月 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画策定	
2023	令和5		3月 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム策定	

資料編Ⅲ 都立学校公開講座に関するデータ等

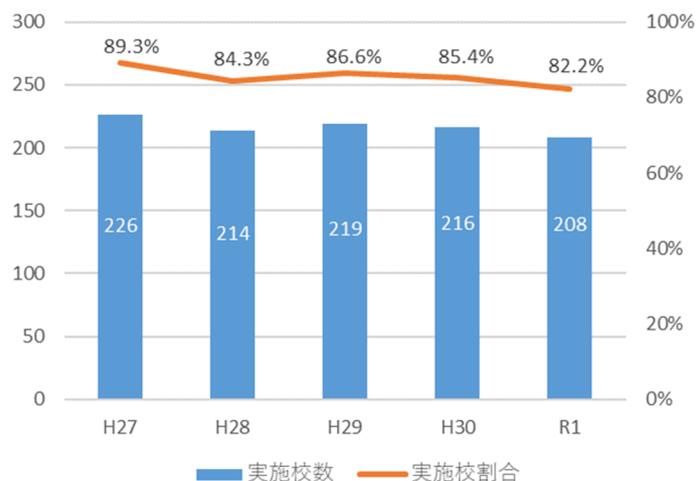
1. 令和5年度 都立学校開放事業の体系



2. 都立学校公開講座の概要

	高等学校 等 ※以後「高校」	盲・ろう・特別支援学校 ※以後「特別支援学校等」
実施方法	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講師等の指導者は、原則として開放校の教員が担当する 実施場所は基本的に開放校 1講座5～20時間を基本とする 受講料は学校が徴収する（1時間あたり100円） 広報はHP（都教委・各学校）及び社会教育施設等に配布するチラシ 受講申込は、「東京共同電子申請・届け出サービス」※又は往復はがきを使用 ※都内の自治体が共同で使用できる電子申請サービス 	
種類	<p>【リカレント型講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人対象 学校の教育活動として行っている科目等の特色を生かした講座 語学、芸術文化、スポーツなど <p>【地域的・現代的課題講座】</p> <p>■家庭・地域の教育力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒又は保護者と児童生徒が対象 異年齢の子供同士の交流や多様な体験の機会を提供する。 親子工作教室、子供陶芸教室など 	<p>【地理的・現代的課題講座】</p> <p>■障害者本人講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人で障害のある方 障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加促進のための講座 スポーツや音楽、社会人としてのマナーを学ぶ講座など <p>■ボランティア養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方々への理解と交流を深め、講座終了後は地域又は学校において、障害のある方々の地域活動の支援を行う人材を育成するための講座 手話体験講座、点字など

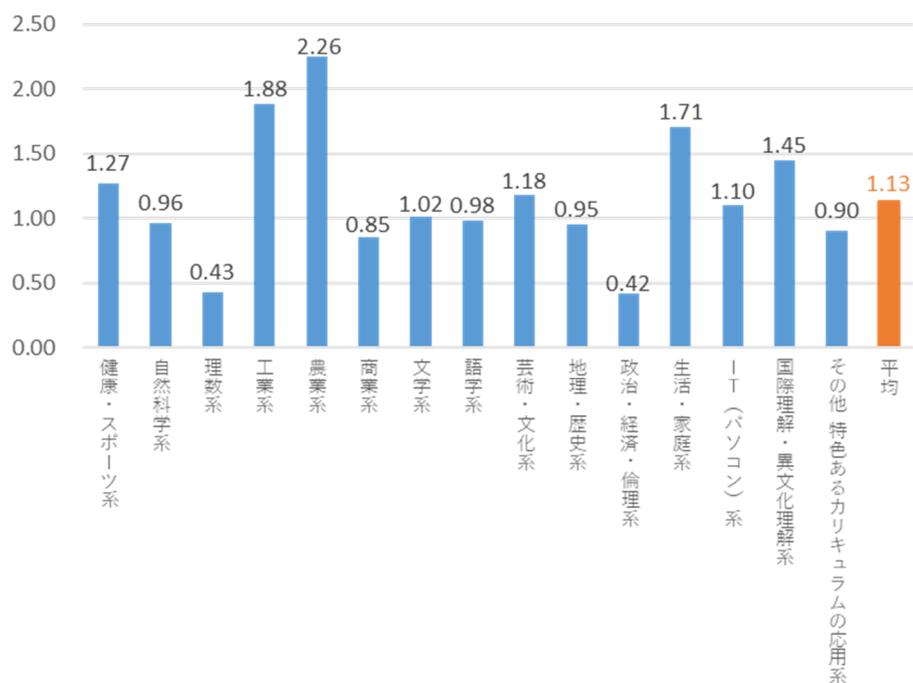
3. 都立学校公開講座 実施校数と実施校割合の推移



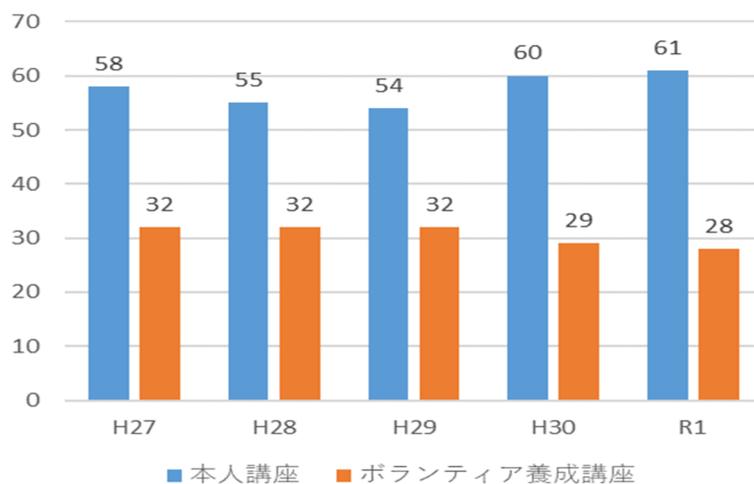
4. 都立高校における公開講座の実施内訳（令和元年度）

	講座数	講座時間			
		5時間	10時間	15時間	20時間
リカレント講座					
リカレント講座	208	43	68	80	17
地域的・現代的課題講座					
児童・生徒対象	58	36	9	7	6
保護者と児童・生徒対象	15	11	0	4	0
合計	281	90	77	91	23

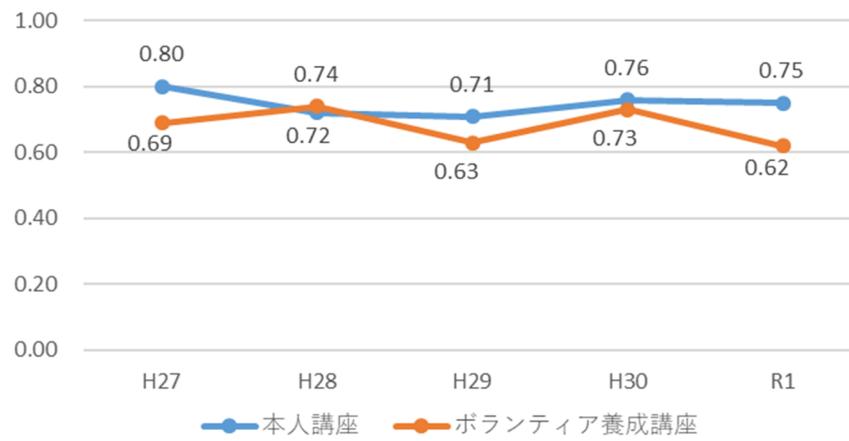
5. 都立高校におけるリカレント講座の応募倍率（令和元年度）



6. 都立特別支援学校における講座実施数の推移



7. 都立特別支援学校公開講座における応募倍率の推移



地域・社会とともにある都立学校を目指して
－都立学校公開講座の在り方を中心に－
－建 議－

東京都教育委員会印刷物登録
令和5年度 第100号

令和6年1月発行

編 集 第12期東京都生涯学習審議会
発 行 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課
(東京都生涯学習審議会事務局)
住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6874